

諮問庁：日本司法支援センター

諮問日：平成30年2月2日（平成30年（独個）諮問第7号）

答申日：平成30年10月24日（平成30年度（独個）答申第32号）

事件名：本人に係る代理援助事件に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「代理援助事件（特定事件番号A及び特定事件番号B）に係る書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成29年10月19日付け司支東京第431号により，日本司法支援センター（以下「センター」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，全部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

弁護士は，当方に対する加害者側人物らと，依頼人の了解を得ず，連絡を取っている。利益相反であり，個人情報についても危惧しており，改めて全部開示を求める。

（以下，略。）

第3 諮問庁の説明の要旨

当センターでは，以下の理由により，原処分を維持することが相当と考える。

本件の審査請求に係る法人文書の中で不開示とした部分は，次のとおりである。

法テラス池袋で保有する以下の書類

①取下案件（特定日A申込。特定請求）に係る書類

②代理援助事件（特定事件番号A及び特定事件番号B）に係る書類一式のうち

a ②-12頁目「特定援助番号A事件の特定日B付け決定書」の右下の審査委員氏名及び印影

b ②-13頁目「特定日C付け弁護士からの送付状」の上から9行目

4文字目から7文字目に相当する部分

- c ②-16頁目「特定援助番号A事件の特定日D付け決定書」の右下の審査委員氏名及び印影
 - d ②-22頁目「特定日E付け特定援助番号A事件の着手・中間報告書 2頁目」の上から14行目から24行目に相当する部分
 - e ②-24頁目「特定援助番号A事件の特定日F付け決定書」の右下の審査委員氏名及び印影
 - f ②-27及び28頁目「特定援助番号A事件の特定日G付け決定に係るセンター作成資料」のすべて
 - g ②-29頁目「特定日H付け受任弁護士からの書面」の上から12行目から22行目に相当する部分
 - h ②-37頁目「特定日I付け請求者からの送付状（特定日J受付）」の上から1行目7文字目から10文字目に相当する部分
 - i ②-44頁目「特定援助番号B事件の特定日G付け決定書」の右下の審査委員氏名及び印影
 - j ②-49頁目「特定日K付け後納郵便等取扱控（お客様用）写し」の左下欄外の記載のうち、センター職員の氏名に係る部分
 - k ②-59頁目「特定援助番号A事件の特定日L付け決定書」の右下の審査委員氏名及び印影
 - l ②-59頁目「特定援助番号A事件の特定日L付け決定書」の右下の審査委員印影の下のセンター職員印影
 - m ②-70頁目「特定援助番号B事件の特定日B付け決定書」の右下の審査委員氏名及び印影
 - n ②-71頁目「特定援助番号B事件の特定日D付け決定書」の右下の審査委員氏名及び印影
 - o ②-79頁目「特定援助番号B事件の特定日M付け決定書」の右下の審査委員氏名及び印影
 - p ②-87頁目「特定援助番号B事件の特定日N付け決定書」の右下の審査委員氏名及び印影
- 1 上記a, c, e, i, k, m, n, o, pの情報（以下「不開示部分1」という。）について

当該箇所は、審査委員の氏名（署名）及び印影についての情報であるが、審査を担当した委員の氏名は、開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、かつその氏名は一切公表されず、審査請求人に対してもこれを告知する取扱いになっていないことから、法14条2号により、不開示情報に該当するものとして、不開示が相当であると考えます。

- 2 上記bの情報（以下「不開示部分2」という。）について

当該箇所は、受任者の事務所の職員の氏名が記載されていることから、

開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、かつ同情報が記載された当該送付状は、審査請求人に対して交付されたものではなく、既知の情報と考えられないことから、法14条2号により、不開示情報に該当するものとして、不開示が相当であると考ええる。

3 上記d, gの情報（以下「不開示部分3」という。）について

当該箇所は受任者の所見又は意見に当たる情報が記載されている部分である。

このような情報を開示した場合、受任弁護士が利用者等から直接詰問される可能性を懸念し、終結報告書等に率直な所見又は意見を記載せず、民事法律扶助業務に係る審査に十分な資料が提出されないようになり、事案に応じた適正な審査を行うことが困難になるものと考えられる。

さらには、受任者が民事法律扶助による事件の受任を控えることも生じ、ひいてはセンターの民事法律扶助事業の性質上その事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条4号及び5号柱書きに該当するものとして、不開示が相当であると考ええる。

4 上記fの情報（以下「不開示部分4」という。）について

当該箇所は、援助事件における不服申立ての審査を行うために作成された文書であり、センター内部における審査手続における意見交換や決定に至る検討の過程が記録されている。

このような情報を開示した場合、審査を担当した委員が決定の理由につき利用者等から直接詰問される可能性を懸念し、率直な意見交換がなされなくなり、民事法律扶助業務に係る意思決定等の中立性が損なわれ、ひいては、審査委員等の引き受け手の確保に支障が生じるなど、民事法律扶助業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条4号及び5号柱書きに該当するものとして、不開示が相当であると考ええる。

5 上記h, j, lの情報（以下「不開示部分5」という。）について

当該箇所は、センターの職員の氏名や印影に関する情報であることから、開示請求者以外の個人に関する情報に該当し、かつセンターでは、職員の氏名を公にする慣行はないことから、法14条2号により、不開示情報に該当するものとして、不開示が相当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月2日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年9月21日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年10月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「代理援助事件（特定事件番号A及び特定事件番号B）に係る書類一式」に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部を法14条2号、4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は不開示部分の全部開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人を申込者とする2件の代理援助事件（以下「本件事件」という。）に係る援助申込書や決定書等に記録された審査請求人を本人とする保有個人情報であり、そのうち、諮問庁が上記第3で説明する不開示部分1ないし不開示部分5の各部分が不開示とされていると認められるので、以下、当該部分ごとに検討する。

(1) 不開示部分1（審査委員の氏名及び印影）について

ア 本件対象保有個人情報を見分すると、不開示部分1には、審査委員の氏名及び印影が記載されていることから、当該部分は、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該審査委員とは、日本司法支援センター業務方法書7条1項に規定する地方事務所法律扶助審査委員のことであり、センターの地方事務所長が、法律と裁判に精通している者の中から選任し、センターが行う民事法律扶助業務等に関する審査及びこれらの審査結果に対する不服申立ての審査を行う者である。民事法律扶助業務等に関する審査は、申込者を同席させて行う場合であっても、審査委員は自らの氏名を名乗るものとはされておらず、また、不服申立ての審査には、不服申立人を同席させずに行っており、審査委員の氏名については、これらの審査終了の前後を問わず、センターから申込者及び不服申立人に対し明らかにされるものではない。

また、審査の結果に基づき作成される決定書については、本件対象保有個人情報が記録された文書として特定したセンター内で保管するものには審査委員の氏名及び印影は記録されているが、申込者及び不服申立人に交付するものにはこれらの情報は記録されていない。

ウ 上記イの諮問庁の説明を覆すに足りる事情はなく、そうすると、審査委員の氏名及び印影について、法14条2号ただし書イに規定す

る審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書口及びハに該当するとすべき事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項の部分開示の余地はない。

エ したがって、不開示部分1は法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 不開示部分2（受任者の事務所の職員の氏名）について

ア 本件対象保有個人情報を見分すると、不開示部分2には、本件事件の受任者である弁護士が所属する弁護士事務所の職員の氏名が記載されていることから、当該部分は、法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に改めて確認させたところ、当該弁護士事務所の職員の氏名が記載されている文書は、当該弁護士事務所からセンターの事務所に書類を送付した際の送付状であり、当該文書は審査請求人には交付しておらず、また、当該弁護士事務所の職員の氏名を審査請求人が承知している事情は特段見当たらないとのことである。

ウ 審査請求人は、当該職員の氏名が既知の情報である旨の主張をしておらず、また、上記イの諮問庁の説明を踏まえると、当該弁護士事務所の職員の氏名について、法14条2号ただし書イに規定する審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当するとは認められず、同号ただし書口及びハに該当するとすべき事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項の部分開示の余地はない。

エ したがって、不開示部分2は法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 不開示部分3（受任者の所見又は意見）について

ア 諮問庁は、不開示部分3には、本件事件の受任者の所見又は意見に当たる情報が記載されており、このような情報を開示した場合、受任者が利用者等から直接詰問される可能性を懸念し、報告書等に率直な所見又は意見を記載せず、民事法律扶助業務に係る審査に十分な資料が提出されないようになり、事案に応じた適正な審査を行うことが困難になるものと考えられ、受任者が民事法律扶助による事件の受任を控えることも生じ、ひいてはセンターの民事法律扶助事業の性質上、その事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条4号及び5号柱書きに該当する旨説明する。

イ 本件対象保有個人情報を見分すると、不開示部分3には、受任者に

よる本件事件の処理に関する率直な評価，意見等の記載が認められ，これを開示すると，受任者が報告書等に率直な所見又は意見を記載せず，事案に応じた適正な審査を行うことが困難になって，民事法律扶助事業の性質上，その事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明については，これを否定し難い。

ウ したがって，不開示部分3は，法14条5号柱書きに該当し，同条4号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(4) 不開示部分4（センター内部における審査手続における意見交換や決定に至る検討の過程）について

ア 諮問庁は，不開示部分4には，本件事件に係る決定に対する不服申立ての審査を行う際に，センター内部で行われた審査手続における意見交換や決定に至る検討の過程が記録されており，このような情報を開示した場合，審査を担当した委員が決定の理由につき利用者等から直接詰問される可能性を懸念し，率直な意見交換がなされなくなり，民事法律扶助業務に係る意思決定等の中立性が損なわれ，ひいては，審査委員等の引き受け手の確保に支障が生じるなど，民事法律扶助業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため，法14条4号及び5号柱書きに該当する旨説明する。

イ 本件対象保有個人情報を見分すると，不開示部分4は，センター内部の審査手続における意見交換，決定に至る検討の過程等に係る具体的な情報が記録されたものであることが認められ，これを開示することにより民事法律扶助業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの上記諮問庁の説明は，これを否定し難い。

ウ したがって，不開示部分4は，法14条5号柱書きに該当し，同条4号について判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

(5) 不開示部分5（センターの職員の姓及び印影）について

ア 本件対象保有個人情報を見分すると，不開示部分5には，センターの職員の姓及び印影が記載されていることから，当該部分は，法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 当審査会事務局職員をして，諮問庁に改めて確認させたところ，センターにあっては，一般に入手可能な独立行政法人国立印刷局編職員録に職員の氏名を掲載しておらず，ウェブサイト等を含め職員の氏名を公にする慣行はなく，原処分不開示部分5に係る職員は本件事件に関する業務に関わったものの，審査請求人に当該職員の氏名を伝えていないとのことである。

ウ 上記イの諮問庁の説明を踏まえると，当該職員の姓及び印影について，法14条2号ただし書イに規定する審査請求人が知ることがで

き，又は知ることが予定されている情報に該当するとは認められず，同号ただし書口及びハに該当するとすべき事情も認められない。また，当該部分は個人識別部分であることから，法15条2項の部分開示の余地はない。

エ したがって，不開示部分5は法14条2号に該当し，不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法14条2号，4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，不開示とされた部分は，法14条2号及び5号柱書きに該当すると認められるので，同条4号について判断するまでもなく，妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司